

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等の概要」に関する意見公募の実施結果について

平成30年12月5日
経済産業省・資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令等」の策定に向け、下記要領にてパブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。

なお、御意見の概要と御意見に対する考え方の公示に当たっては、事業用太陽光発電のいわゆる「未稼働案件」への対応に関連したものについて先行的に公示し、その他については、後日公示いたします。

御協力ありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

平成30年10月22日（月）～平成30年11月21日（水）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ、経済産業省ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、FAX、郵送により御意見を募集。

2. 提出意見数

1617件

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見公募に対する御意見の概要と考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 事業用太陽光の「未稼働」への対応		
1-1. 総論		
1	国民負担が増えるのは最初から分かっていたこと。事業者に責任を転嫁せず、国はその負担を受け入れるべきである。	国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めていくのが、政府としての基本方針です。40円・36円・32円という調達価格は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。)の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。2018年度の調達価格が18円、入札の供給価格上限額が15.5円となっている状況において、早期に接続契約が締結され認定から4年以上が経過したにもかかわらず運転開始準備段階に至っていない事業に、当時の費用と利潤を前提に算定された調達価格を適用することは、FIT法の趣旨及び政府の基本方針に照らして適切ではないと考えます。
2	FITの買取価格は国家が保証しているという認識。法治国家で一度決めた制度を変えることはあってはならない。	国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めていくのが、政府としての基本方針です。40円・36円・32円という調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。2018年度の調達価格が18円、入札の供給価格上限額が15.5円となっている状況において、早期に接続契約が締結され認定から4年以上が経過したにもかかわらず運転開始準備段階に至っていない事業に、当時の費用と利潤を前提に算定された調達価格を適用することは、FIT法の趣旨及び政府の基本方針に照らして適切ではないと考えます。
3	改正FIT法で未稼働対策を既に行ったのだから、それ以上の制度改正を行うべきではない。	改正FIT法において、原則として2017年3月末までに接続契約を締結できないものは認定を失効させる措置を講じ(これまでに約1,700万kWの事業用太陽光発電の認定が失効)、併せて、2016年8月以降に接続契約を締結したのものについては、改正FIT法の認定を受けたものとみなされた日から3年間の運転開始期限を設定しました。しかしながら、2012年度～2014年度に認定を受け、運転開始期限が設定されなまま未稼働となっているものが約2,352万kWも存在している状況であり、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の両立を図る観点からは、今般の措置を追加的に講じる必要があると考えています。
4	改正FIT法を踏まえ、期限までに接続契約を締結して、運転開始期限が付かない事業とすることを事業者が選択したのは、運転開始日や自治体等の許認可が得られるまでの日程が不明確であることのリスクヘッジのためであり、今回の措置はその意義を覆すものである。	当時は、「早期(2016年7月末以前)に接続契約が締結されたものは運転開始期限が設定されず、接続契約の締結が遅れた(2016年8月以降に締結された)ものには3年間の運転開始期限が設定される」という制度改正を行ったものであり、御指摘のようなリスクヘッジを行うことを趣旨としたものではありません。
5	FITの権利ビジネスの阻害になるためこのような措置はやめてほしい。	長期安定的な事業運営を求める再生可能エネルギー政策の下では、開発をせずに権利を転売することを前提とした制度とすることは適切ではないと考えます。
6	このような制度変更がない前提でFIT認定後の権利を購入した事業者もいるため、十分な猶予期間が必要である。	あくまで、ある事業が「認定を受けてからどれだけの期間が経過しているか」を基準に考えるべきであり、御指摘を踏まえることは適切ではないと考えます。
7	パネルの価格は下がっているかもしれないが造成費や系統関連の費用は上がっているため、価格を下げるのは不当である。	国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めていくのが、政府としての基本方針です。40円・36円・32円という調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。2018年度の調達価格が18円、入札の供給価格上限額が15.5円となっている状況において、早期に接続契約が締結され認定から4年以上が経過したにもかかわらず運転開始準備段階に至っていない事業に、当時の費用と利潤を前提に算定された調達価格を適用することは、FIT法の趣旨及び政府の基本方針に照らして適切ではないと考えます。FIT法の趣旨に照らせば、現時点において運転開始準備段階に入っていないものについては、運転開始のタイミングに合わせた適正な調達価格で事業を行っていたことが、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点からも適当であると考えます。
8	このような重要な制度変更は省令改正ではなく、法律改正を行い、国会で審議すべきである。	早期に接続契約が締結され認定から4年以上が経過したにもかかわらず運転開始準備段階に至っていない事業に、当時の費用と利潤を前提に算定された調達価格を適用することは、現行FIT法の趣旨に照らして適切ではないことから、法律改正ではなく、現行FIT法の規定の範囲内で省令等の改正により対応することが適当であると考えています。
9	今回の制度変更は価格変更なので、FIT法第3条第10項を適用することで対応すべきではないか。	今般の措置は、FIT法第3条第10項に規定する調達価格の改定には当たらないものと整理しています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
10	未稼働対策は、改正FIT法以前に行ったように、聴聞を行うなど事業者と個別に対応すべきである。	国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めていくのが、政府としての基本方針です。40円・36円・32円という調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。2018年度の調達価格が18円、入札の供給価格上限額が15.5円となっている状況において、早期に接続契約が締結され認定から4年以上が経過したにもかかわらず運転開始準備段階に至っていない事業に、当時の費用と利潤を前提に算定された調達価格を適用することは、FIT法の趣旨及び政府の基本方針に照らして適切ではないと考えます。したがって、運転開始が遅れている理由如何にかかわらず、運転開始が遅れているという結果自体が課題であると考えており、また、聴聞は認定基準に適合しない状態が発生し認定の取消しにつながり得る場合に、その適正化のために実施することを想定しているため、個別判断ではなく、公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用することが適切であると考えています。
11	認定済みの案件に対して価格を変更したり、運転開始期限を設定したりすることは財産権の侵害。損害賠償請求も辞さないが、そもそも訴訟を喚起するような制度改正は避けるべきである。	今般の措置は、FIT法に基づく認定事業者としての地位は維持しつつ、運転開始準備段階に入っていない事業について適用される調達価格の変更等の措置を講じるものであり、御指摘は当たらないものと考えます。
12	悪質な未稼働案件のみを取り締まるべきである。	国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めていくのが、政府としての基本方針です。40円・36円・32円という調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。2018年度の調達価格が18円、入札の供給価格上限額が15.5円となっている状況において、早期に接続契約が締結され認定から4年以上が経過したにもかかわらず運転開始準備段階に至っていない事業に、当時の費用と利潤を前提に算定された調達価格を適用することは、FIT法の趣旨及び政府の基本方針に照らして適切ではないと考えます。したがって、運転開始が遅れている理由如何にかかわらず、運転開始が遅れているという結果自体が課題であり、国の制度によって公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用することが適切であると考えています。
13	国は認定取消や、変更の責任を電力会社に転嫁すべきではない。	今般の措置においては、送配電事業者へ系統連系工事の着工を申し込むという、全ての事業が経ることとなるプロセスをもって運転準備段階に入ったか否かを判断することとしているものであり、そのタイミングを基準として適用される調達価格が変更される等のFIT制度の設計は、国の責任において行うものです。
14	運転開始期限の設定は既存の措置と整合的であり早期稼働を促すインセンティブになるが、同時に価格の引下げまで行うのは不平等である。	国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めていくのが、政府としての基本方針です。40円・36円・32円という調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。2018年度の調達価格が18円、入札の供給価格上限額が15.5円となっている状況において、早期に接続契約が締結され認定から4年以上が経過したにもかかわらず運転開始準備段階に至っていない事業に、当時の費用と利潤を前提に算定された調達価格を適用することは、FIT法の趣旨及び政府の基本方針に照らして適切ではないと考えます。
15	雇用機会の喪失、倒産の発生、工事の失注など地域経済へのインパクトが大きいのでこのような措置はやめてほしい。今回の措置で事業が取りやめになった場合、事業者が約束していたインフラ整備など地元への利益還元の実業も白紙になってしまう。	国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めていくのが、政府としての基本方針です。40円・36円・32円という調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。2018年度の調達価格が18円、入札の供給価格上限額が15.5円となっている状況において、早期に接続契約が締結され認定から4年以上が経過したにもかかわらず運転開始準備段階に至っていない事業に、当時の費用と利潤を前提に算定された調達価格を適用することは、FIT法の趣旨及び政府の基本方針に照らして適切ではないと考えます。
16	遡及的な制度変更が実施されれば、我が国の資金調達環境に悪影響を及ぼす。	今般の措置は、現行FIT法の下で講じることができるものであり、その意味で当初から想定し得た範囲内のものであると考えています。他方で、今後の資金調達環境に影響を与えることのないよう、FIT法の趣旨や今般の措置の考え方について、丁寧な説明を行っていくことが重要であると考えています。
17	今回の措置を実施されると、連系開始予定日に間に合わせようとしてコストが上昇したり、杜撰な工事が増えたりするので問題である。	連系開始予定日や運転開始期限にかかわらず、太陽光発電に従事する認定事業者としてあくまで法令に則った適切な工事・施工を行っていただく必要があります。
18	再生可能エネルギーへの投資をさらに増やしていくべきであるにも関わらず、今回の措置によって再生可能エネルギーに対する電源投資が先細ることになる。	未稼働案件に適切に対応することにより、国民負担の抑制や系統容量の開放を通じて再生可能エネルギーの更なる導入を加速させることができると考えています。
19	稼働が遅れているのは、代行申請機関や地方経済産業局等の審査が遅いことが原因であり、認定事業者の責任ではない。	変更認定申請の審査期間が一部標準処理期間を数カ月超過していることのみをもって、認定されてから4～6年もの間未稼働となっているとは考えにくいと認識しています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
20	長期未稼働の原因は、出力制御の見通しが見えにくいなどを理由に金融機関が事業の実施に要する資金を貸してくれないからであり、認定事業者の責任ではない。	40円・36円・32円という調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。こうした制度の下では、資金調達も含めて適切な期間内に事業化を行っていただくべきであり、2018年度の調達価格が18円、入札の供給価格上限額が15.5円となっている状況において、早期に接続契約が締結され認定から4年以上が経過したにもかかわらず運転開始準備段階に至っていない事業に、当時の費用と利潤を前提に算定された調達価格を適用することは、FIT法の趣旨に照らして適切でないものと考えます。なお、再生可能エネルギーの導入に当たり円滑なファイナンスが進むよう、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会系統ワーキンググループにおいて出力制御見通しの算定結果を公表しており、また、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会においては、出力抑制見通しの予見性を高めるための情報公開・開示について議論されているところです。
21	総論としては賛成だが、十分な準備期間を設けるなど未稼働案件に対して適正な対処をすべきである。	御指摘を踏まえ、お示した原案から、2MW以上の事業については6ヶ月、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については1年、それぞれ施行日を後ろ倒し、事業規模等に応じた一定の猶予期間を確保することとします。
22	未稼働案件に対して調達価格を一律に変更するのは不当である。	運転開始準備段階に入っているかどうか、公平な一律の線を引いた上で判断し、間に合わないものについては運転開始のタイミングに合わせた適正な調達価格を適用するべきであると考えますが、線の引き方としての施行日については、2MW以上の事業については6ヶ月、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については1年、それぞれ施行日を後ろ倒し、事業規模等に応じた一定の猶予期間を確保することとします。
23	未稼働案件に対する性急な改正措置の導入を避けるべきである。	既に運転準備段階に入っている事業については従来の調達価格を適用し、運転開始準備段階に入れていないものについては運転開始のタイミングに合わせた適切な調達価格を適用するのが原則であるべきだと考えますが、御指摘を踏まえ、2MW以上の事業については6ヶ月、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については1年、それぞれ施行日を後ろ倒し、事業規模等に応じた一定の猶予期間を確保することとします。
24	調達価格が40円、36円、32円で認定されていたものが、急に21円に下がるのは影響が大きすぎるため、価格を下げるのであれば段階的に行うべきである。	「認定から3年」の運転開始期限を前提に、現在は実態として認定から3年後に運転開始する案件の調達価格が定められていること、今回の措置で「系統連系工事着工申込みの受領から1年」の運転開始期限を設定することを踏まえれば、送配電事業者による系統連系工事着工申込みの受領日の2年前の調達価格を適用するのが合理的であると考えます。
25	国民負担の増大に対する対策は急務。原油高が今後も続けばガソリン価格が値上がりしているように電気料金も更に上昇し、国民生活を直撃するだけでなく、企業活動にも悪影響を与えることから未稼働対策は必要。	2018年度の賦課金(国民負担)は既に2兆円を超えており、電気料金に占める賦課金の割合は、産業用・業務用で16%、家庭用で11%を占めているのが現状です。こうした中、FIT制度開始当初に認定を受けた未稼働の事業用太陽光発電は約2,352万kW存在していますが、認定時から急激にパネルなどのコスト低減が進んだ中で、国民負担の増大等の懸念が生じています。このため、電気料金の上昇を通じて国民生活や企業活動への影響を軽減していく等の観点から、今回の改正では、運転開始準備段階に入っていない長期未稼働案件について、運転開始のタイミングに合わせた適正な調達価格を適用するなどの措置を講じることとしました。
26	今回の措置に賛成。これから消費税も上がるので、生活は苦しくなる。発電事業者の声ばかり聞かず、消費者の負担のことも考えてほしい。何年も先に稼働するものに高い価格が適用されて、それを負担させられるのは納得できない。	FIT制度開始当初に認定を受けた未稼働の事業用太陽光発電は約2,352万kW存在していますが、認定時から急激に太陽光パネルなどのコスト低減が進んだ中で、国民負担の増大等の懸念が生じています。このため、国民生活への影響を軽減していく等の観点から、今回の改正では、運転開始準備段階に入っていない長期未稼働案件について、運転開始のタイミングに合わせた適正な調達価格を適用するなどの措置を講じることとしました。
27	今回の措置が実施されて、地元で強引に進めようとする事業がストップになることに強く期待している。	今回の改正は、運転開始準備段階に入っていない事業に現状のコストを反映した適正な調達価格を適用しようとするものですが、適用基準となる系統連系工事着工申込みの要件として、その提出時点で農地転用の許可、条例に基づく環境アセスメント、林地開発の許可等の手続を終えていることを求めており、これらを通じて地域との共生が図られることを期待しています。
28	土地の転売や、材料費・施工費の下落を待つなどもってのほかだが、やむを得ない事情で着工が遅れている計画についても見通しが甘いだけである。ペナルティが無いからこそ、甘い見通しを立てている状況を改善すべきである。	国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めていくのが、政府としての基本方針です。40円・36円・32円という調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。2018年度の調達価格が18円、入札の供給価格上限額が15.5円となっている状況において、早期に接続契約が締結され認定から4年以上が経過したにもかかわらず運転開始準備段階に至っていない事業に、当時の費用と利潤を前提に算定された調達価格を適用することは、FIT法の趣旨及び政府の基本方針に照らして適切ではないと考えます。したがって、運転開始が遅れている理由如何にかかわらず、運転開始が遅れているという結果自体が課題であり、国の制度によって公平な一律の線引きをした上で今般の措置を適用することが適切であると考えます。
29	救済措置は一切不要。規模の小さい計画だけが駆け込めるような不公平感をなくし、規模の大小を問わず平等に扱うためにも、売電を開始していなければ全て買取価格を引き下げてほしい。	「現時点で売電を開始しているか否か」を基準として適用される調達価格を変更することは、認定事業者の予見性確保の観点から適切ではないと考えています。このため、今回の改正では、早期に接続契約が締結され認定から4年以上が経過した事業を対象に、事業規模等を踏まえた一定の猶予期間を確保した上で、「既に運転開始準備段階に至っているか否か」を基準として、適正な調達価格を適用する等の措置を講じることとしました。
30	未稼働対策を強化し、抜け穴が無いように徹底してほしい。	頂いた御意見を踏まえ、適切に対処してまいります。
31	今回の措置に賛成。事業実施に時間がかかるのは森林伐採など環境破壊を行っているからであり、そんなことのために賦課金を負担しているわけではない。	今回の改正は、運転開始準備段階に入っていない事業に現状のコストを反映した適正な調達価格を適用しようとするものですが、適用基準となる系統連系工事着工申込みの要件として、その提出時点で農地転用の許可、条例に基づく環境アセスメント、林地開発の許可等の手続を終えていることを求めており、これらを通じて地域との共生が図られることを期待しています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
32	消費者の負担を減らすのであれば、未稼働だけではなく、現在稼働中の太陽光発電も減額すべきである。	現行FIT法の下では、稼働中の再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格が一律に変更されるのは、物価その他の経済事情に著しい変動が生じるなどした場合に、経済産業大臣が調達価格等を改定する場合に限られると考えています。
33	系統連系工事着工申込みを行わない場合は失効とするべきである。	今回の改正は、運転開始準備段階に入っていない事業用太陽光案件について、認定時から急激に太陽光パネル等のコスト低減が進んでいることなどに鑑み、運転開始のタイミングに合わせた適正な調達価格を適用する等の措置を講じるものです。現行FIT法の下では、御指摘の場合に認定を一律に失効させることはできません。
34	売電価格の高い案件で稼働させずにコストの下落を待っている案件は、全て取消しにすべきである。	国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めていくのが、政府としての基本方針です。40円・36円・32円という調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。2018年度の調達価格が18円、入札の供給価格上限額が15.5円となっている状況において、早期に接続契約が締結され認定から4年以上が経過したにもかかわらず運転開始準備段階に至っていない事業に、当時の費用と利潤を前提に算定された調達価格を適用することは、FIT法の趣旨及び政府の基本方針に照らして適切ではないと考えます。したがって、運転開始が遅れている理由如何にかかわらず、運転開始が遅れているという結果自体が課題であり、国の制度によって公平な一律の線引きをした上で、運転開始のタイミングに合わせた適正な調達価格を適用する等の措置を講じることが適切であると考えています。
1-2. 対象範囲に対する御意見		
35	今回の措置の対象範囲が分かりにくいいため、明確化するべきである。	意見公募に付した原案の段階における措置の対象は、改正概要に記載しているとおり、運転を開始していない10kW以上の太陽光発電設備のうち、2015年3月31日以前に旧認定を受け、2016年7月31日以前に接続契約が締結された事業です。ただし、今回の意見公募で頂いた御意見を踏まえ、本結果の公示(2018年12月5日)時点で既に工事計画届出が受理されている事業等については、運転開始に向けた最終段階に入っていると考えられることから、今回の措置(適用される調達価格の変更及び運転開始期限の設定)の適用除外とします。なお、適用除外案件であることを確認し管理する必要があるため、系統連系工事着工申込みの提出期限までにFIT法に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始していない場合は、系統連系工事着工申込みの提出は求めることとします。
36	電源接続案件募集プロセスに入っている案件は今回の措置の対象外とすべきである。	運転を開始していない10kW以上の太陽光発電設備のうち、2015年3月31日以前に旧認定を受け、2016年7月31日以前に接続契約が締結されたという条件を満たす事業が今回の措置の対象であり、電源接続案件募集プロセスに入っている事業については接続契約が締結されていないため、今回の措置の対象外と整理しています。
37	工事計画届出が受理されている案件は、相当程度事業が進捗していることと見込まれることから、FITの買取価格を維持すべきであり、系統連系着工申込み自体も不要ではないか。	電気事業法に基づく工事計画届出は、電気工作物の設置工事に着工する30日前までに受理される必要があるものであり、これが受理されていることは、既に運転開始に向けた最終段階に入っていることを意味すると考えられることから、御指摘を踏まえ、2018年12月5日時点で既に工事計画届出が受理されている事業については、今回の措置(適用される調達価格の変更及び運転開始期限の設定)の適用除外とします。ただし、適用除外案件であることを確認し管理する必要があるため、系統連系工事着工申込みの提出期限までにFIT法に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始していない場合は、系統連系工事着工申込みの提出は求めることとします。また、連系開始・運転開始が不当に遅れる場合などは、改善命令等の対象となり得ます。
38	40円案件は調達価格が高い上に、6年もの猶予があつて優遇されているのに、36円、32円案件まで同じ期日で一律に今回の措置を適用しようとするのは不公平である。	2015年3月31日以前に認定を受けた事業は既に認定から4～6年が経過しつつあり、事業用太陽光発電の運転開始までの目安となる3年を大きく超過していることから、一律で今回の措置の対象とすることが適切であると考えています。
39	高価格案件を一律に扱うのではなく、転売などを行う事業者だけを今回の措置の対象とし、真面目に事業を進めようとしている善意ある事業者は救済すべきである。	40円・36円・32円という調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。太陽光パネル等のコストが低下している中では、個別の事業の運転開始が遅れている理由にかかわらず、認定から長期間運転が行われていないのに認定当時の価格が維持されることは、FIT法の趣旨に照らして適切でないと考えています。こうしたFIT法の趣旨を貫徹する観点から、今回の措置においては、一定の期限を設けた上で、それまでに運転開始準備段階に入っていれば認定当時の調達価格が適用されるが、そうでなければ運転開始のタイミングに合わせた適正な調達価格が適用される仕組みとすることで公平な線引きをし、未稼働案件の適正化を通じて再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図ることを目的としています。
40	事業の規模によって建設に要する期間が異なることから、合理的な猶予期間を設けるべきである。	「既に運転開始準備段階に入っている」ことを基準とする基本的な考え方に変更はありませんが、大規模事業や条例に基づく環境アセスメントの対象事業については、自治体間のばらつきもあり、既に許認可の申請等のプロセスに入っているにもかかわらず完了までに一定の期間を要することなどを踏まえ、事業規模等に応じた猶予期間を設定する観点から、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については1年、施行日を後ろ倒すこととします。
41	10kW以上の太陽光発電設備を一括りに対象とせず、2MW以上の特別高圧など大規模案件は、許認可も含めて事業化に時間がかかるので、小規模案件とは区別すべきである。	「既に運転開始準備段階に入っている」ことを基準とする基本的な考え方に変更はありませんが、大規模事業や条例に基づく環境アセスメントの対象事業については、自治体間のばらつきもあり、既に許認可の申請等のプロセスに入っているにもかかわらず完了までに一定の期間を要することなどを踏まえ、事業規模等に応じた猶予期間を設定する観点から、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については1年、施行日を後ろ倒すこととします。
42	50kW未満の低圧の案件は、コストダウンが進んでいないので、大規模案件と同じように価格を引き下げるのは不公平ではないか。	事業用太陽光発電の調達価格は、10kW～50kWの低圧案件も含め、2,000kW未満についてはコストデータを基に2017年度21円、2018年度18円と算定・設定されていることから、調達価格の適用において低圧案件のみを特別扱いすることは合理的ではないと考えます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
43	新築住宅の屋根に10kW以上の太陽光を搭載する場合、太陽光の計画・工事に要する時間より住宅の計画・工事に要する時間の方が長くなるため配慮が必要である。	認定から4年以上が経過する中、新築住宅の屋根に載せることによる工期を理由に運転開始が遅れることについて特別な配慮をするのは、公平性の観点から適切ではないと考えます。
44	規模の小さい低圧の場合でも、隣接する低圧案件の対象グループが全て揃うまで電力会社が動けない場合があることから配慮が必要である。	今回の措置においては、系統側の事由で運転開始が遅れる場合に、適用される調達価格が変更されることはない仕組みとしています。
45	融資契約締結済の未稼働案件は調達価格変更や運転開始期限設定の対象外とするべきである。	今回の措置を講じるに当たっては、一定の期限までに運転開始準備段階に入っているか否かによる調達価格の適用判断と、より接続契約の締結が遅かった(2016年8月1日以降に接続契約が締結された)案件に既に設定されている運転開始期限との関係で、公平性と透明性を確保することが重要であると考えています。このため、融資契約という民衆の契約が締結されていることを理由に今回の措置の適用除外とすることは、不適切であると考えます。一方で、本結果の公示(2018年12月5日)時点で既に工事計画届出が受理されている事業等については、運転開始に向けた最終段階に入っていると考えられることから、今回の措置の適用除外とします。
46	工事に着手しているなど既に多額の支出をしている事業については救済措置を設けてほしい。	既に開発工事に本格着手しているとみなすことができる以下の案件については、今回の措置(適用される調達価格の変更及び運転開始期限の設定)の適用除外とします。 ①2018年12月5日時点で、既に電気事業法に基づく工事計画届出が受理されている場合 ②2018年12月5日時点で、既に林地開発の許可を得て林地開発着手届出が受理されている場合(林地開発許可の対象外案件にあっては、既に開発工事に着手していることが法令に基づく公的手続によって客観的に証明できるもののみを限定的に採用)であって、2019年9月30日までに工事計画届出が受理され、同年10月31日までに当該工事計画に係る電気工作物の設置工事に着手したことが確認できた場合 ただし、適用除外案件であることを確認し管理する必要があるため、系統連系工事着工申込みの提出期限までにFIT法に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始していない場合は、系統連系工事着工申込みの提出を求めることとします。また、連系開始・運転開始が不当に遅れる場合などは、改善命令等の対象となり得ます。
47	工事に着手していなくても許認可取得のために多額の支出をしている事業については救済措置を設けてほしい。	支出の額を基準として今回の措置の適用の判断を行うことは、公平かつ透明性ある線引きが困難であることから、適当ではないと考えます。一方で、既に開発工事に本格着手している大規模事業(既に工事計画届出が受理されているもの等)については今回の措置の適用除外とし、また、大規模事業や条例に基づく環境アセスメントの対象事業は、事業規模等に応じた猶予期間を設定する観点から、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については1年、施行日を後ろ倒すこととします。
48	電力会社から既に連系開始予定日等が通知されるなどしている事業は今回の措置の対象外とすべきである。	40円・36円・32円という調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。太陽光パネル等のコストが低下している中では、個別の事業の運転開始が遅れている理由にかかわらず、認定から長期間運転が行われていないのに認定当時の価格が維持されることは、FIT法の趣旨に照らして適切でないと考えています。今回の措置は、こうしたFIT法の趣旨を貫徹するために講じるものであり、送配電事業者から連系開始予定日等が通知されていることをもって今回の措置の適用除外とすることは、公平性の観点からも適切ではないと考えます。一方で、既に開発工事に本格着手している大規模事業(既に工事計画届出が受理されているもの等)については今回の措置の適用除外とし、また、大規模事業や条例に基づく環境アセスメントの対象事業は、事業規模等に応じた猶予期間を設定する観点から、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については1年、施行日を後ろ倒すこととします。
49	電力会社からの系統連系時期が数年先という回答であり、その時期に合わせて事業を進捗していることから、今年度中に着工申込みの要件を満たすのは困難である。こうした事情を勘案した特例を設けるべき。	40円・36円・32円という調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。太陽光パネル等のコストが低下している中では、個別の事業の運転開始が遅れている理由にかかわらず、認定から長期間運転が行われていないのに認定当時の価格が維持されることは、FIT法の趣旨に照らして適切でないと考えています。今回の措置は、こうしたFIT法の趣旨を貫徹するために講じるものであり、送配電事業者から回答されている系統連系時期を踏まえた特例を設けることは、公平性の観点からも適切ではないと考えます。一方で、既に開発工事に本格着手している大規模事業(既に工事計画届出が受理されているもの等)については今回の措置の適用除外とし、また、大規模事業や条例に基づく環境アセスメントの対象事業は、事業規模等に応じた猶予期間を設定する観点から、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については1年、施行日を後ろ倒すこととします。
50	工事費負担金を全額支払い済みで、発電設備設置工事や、系統連系工事に着工している事業については、対象外としてほしい。	2018年12月5日時点で既に工事計画届出が受理されている(電気工作物の設置工事に既に着手しているとみなすことができる)事業については、今回の措置(適用される調達価格の変更及び運転開始期限の設定)の適用除外とします。ただし、適用除外案件であることを確認し管理する必要があるため、系統連系工事着工申込みの提出期限までにFIT法に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始していない場合は、系統連系工事着工申込みの提出を求めることとします。また、連系開始・運転開始が不当に遅れる場合などは、改善命令等の対象となり得ます。なお、接続契約が締結されている以上、工事費負担金は全額支払われているのが原則であることから、この点を判断基準とすることは適切ではないと考えます。
51	施工事業者と工事契約を締結済の事業については救済措置を設けてほしい。	民衆の契約の締結を基準として今回の措置の適用の判断を行うことは、公平かつ透明性ある線引きが困難であることから、適当ではないと考えます。一方で、既に開発工事に本格着手している大規模事業(既に工事計画届出が受理されているもの等)については今回の措置の適用除外とし、また、大規模事業や条例に基づく環境アセスメントの対象事業は、事業規模等に応じた猶予期間を設定する観点から、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については1年、施行日を後ろ倒すこととします。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
52	用地賃借等の支払いが既に発生している事業については救済措置を設けてほしい。	<p>民民の契約の締結を基準として今回の措置の適用の判断を行うことは、公平かつ透明性ある線引きが困難であることから、適当ではないと考えます。</p> <p>一方で、既に開発工事に本格着手している大規模事業(既に工事計画届出が受理されているもの等)については今回の措置の適用除外とし、また、大規模事業や条例に基づく環境アセスメントの対象事業は、事業規模等に応じた猶予期間を設定する観点から、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については1年、施行日を後ろ倒すこととします。</p>
53	地元市町村が案件推進のために予算化するなどの支援を行っている事業については、救済措置を設けてほしい。	<p>40円・36円・32円という調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。太陽光パネル等のコストが低下している中では、個別の事業の運転開始が遅れている理由にかかわらず、認定から長期間運転が行われていないのに認定当時の価格が維持されることは、FIT法の趣旨に照らして適切でないと考えています。</p> <p>今回の措置は、こうしたFIT法の趣旨を貫徹するために講じるものであり、地元自治体の推進措置の有無をもって今回の措置の適用の判断を行うことは、公平性の観点からも適当ではないと考えます。</p>
54	自治体から不許可処分が行われ、事業が不可能となっている案件が、後日裁判で不許可処分の取消し・許可の義務付けを命じる判決が出たことにより事業が再開する場合について、価格変更等の措置を適用するのは不当である。	<p>長期安定的な事業運営を求める再生可能エネルギー政策の下では、地元との関係構築も含め適切な期間内で事業化を行っていただくことが前提であり、御指摘のような事情を個別に勘案して今回の措置の適用判断を行うことは、公平かつ透明性ある線引きの観点から適切ではないと考えます。</p>
55	電力会社との接続交渉の長期化により着工が遅れている事業には救済措置を設けてほしい。	<p>今回の措置においては、系統側の事由で運転開始が遅れる場合に、適用される調達価格が変更されることはない仕組みとしています。</p> <p>一方で、大規模事業や条例に基づく環境アセスメントの対象事業は、事業規模等に応じた猶予期間を設定する観点から、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については1年、施行日を後ろ倒すこととします。</p>
56	震災があった地域で復興に資するような事業や、行政から事業の計画変更の依頼があった案件については救済措置を設けてほしい。	<p>40円・36円・32円という調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。太陽光パネル等のコストが低下している中では、個別の事業の運転開始が遅れている理由にかかわらず、認定から長期間運転が行われていないのに認定当時の価格が維持されることは、FIT法の趣旨に照らして適切でないと考えています。</p> <p>今回の措置は、こうしたFIT法の趣旨を貫徹するために講じるものであり、御指摘のような事情を個別に考慮することは、公平性の観点からも適切ではないと考えます。</p> <p>一方で、既に開発工事に本格着手している大規模事業(既に工事計画届出が受理されているもの等)については今回の措置の適用除外とし、また、大規模事業や条例に基づく環境アセスメントの対象事業は、事業規模等に応じた猶予期間を設定する観点から、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については1年、施行日を後ろ倒すこととします。</p>
57	ソーラーシェアリングは不当な利益を得るような事業ではないので、救済措置を設けてほしい。	<p>40円・36円・32円という調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。太陽光パネル等のコストが低下している中では、個別の事業の運転開始が遅れている理由にかかわらず、認定から長期間運転が行われていないのに認定当時の価格が維持されることは、FIT法の趣旨に照らして適切でないと考えています。</p> <p>今回の措置は、こうしたFIT法の趣旨を貫徹するために講じるものであり、ソーラーシェアリングであることを理由に特例を設けることは、公平性の観点からも適切ではないと考えます。</p> <p>一方で、既に開発工事に本格着手している大規模事業(既に工事計画届出が受理されているもの等)については今回の措置の適用除外とし、また、大規模事業や条例に基づく環境アセスメントの対象事業は、事業規模等に応じた猶予期間を設定する観点から、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については1年、施行日を後ろ倒すこととします。</p>
58	中小企業が実施している案件については、救済措置を設けてほしい。	<p>40円・36円・32円という調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。太陽光パネル等のコストが低下している中では、個別の事業の運転開始が遅れている理由にかかわらず、認定から長期間運転が行われていないのに認定当時の価格が維持されることは、FIT法の趣旨に照らして適切でないと考えています。</p> <p>今回の措置は、こうしたFIT法の趣旨を貫徹するために講じるものであり、認定事業者が中小企業であることを理由に特例を設けることは、公平性の観点からも適切ではないと考えます。</p> <p>一方で、既に開発工事に本格着手している大規模事業(既に工事計画届出が受理されているもの等)については今回の措置の適用除外とし、また、大規模事業や条例に基づく環境アセスメントの対象事業は、事業規模等に応じた猶予期間を設定する観点から、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については1年、施行日を後ろ倒すこととします。</p>
59	離島の振興に資する場合は、救済措置を設けてほしい。	<p>40円・36円・32円という調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。太陽光パネル等のコストが低下している中では、個別の事業の運転開始が遅れている理由にかかわらず、認定から長期間運転が行われていないのに認定当時の価格が維持されることは、FIT法の趣旨に照らして適切でないと考えています。</p> <p>今回の措置は、こうしたFIT法の趣旨を貫徹するために講じるものであり、離島振興を理由に特例を設けることは、公平性の観点からも適切ではないと考えます。</p> <p>一方で、既に開発工事に本格着手している大規模事業(既に工事計画届出が受理されているもの等)については今回の措置の適用除外とし、また、大規模事業や条例に基づく環境アセスメントの対象事業は、事業規模等に応じた猶予期間を設定する観点から、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については1年、施行日を後ろ倒すこととします。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
60	海外メーカーや電気事業者の参入によって国富が海外に流出しているため、国内事業者については本制度の適用するに当たって優遇してほしい。	40円・36円・32円という調達価格は、FIT法の規定に基づいて、2012年度～2014年度当時における「効率的に実施される場合通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定められたものです。太陽光パネル等のコストが低下している中では、個別の事業の運転開始が遅れている理由にかかわらず、認定から長期間運転が行われていないのに認定当時の価格が維持されることは、FIT法の趣旨に照らして適切でないと考えています。今回の措置は、こうしたFIT法の趣旨を貫徹するために講じるものであり、国内事業者・海外事業者を区別することなく公平に取り扱うべきであると考えます。一方で、既に開発工事に本格着手している大規模事業(既に工事計画届出が受理されているもの等)については今回の措置の適用除外とし、また、大規模事業や条例に基づく環境アセスメントの対象事業は、事業規模等に応じた猶予期間を設定する観点から、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については1年、施行日を後ろ倒すこととします。
1-3. 運転開始期限に対する御意見		
61	2016年7月末までに接続契約を締結した案件に対して運転開始期限を設定すべきではない。	2016年7月末までに接続契約が締結された事業は、既に運転開始期限が設定されている事業よりも早期に接続契約が締結されたものであるため、本来は既に運転開始期限が設定されているものより早く運転開始に至るべきものと考えています。しかしながら、現在は逆に規律が働かないまま未稼働となってしまっている案件が多いのが実態です。このため、運転開始期限を設定して早期の運転開始を担保する必要があると考えております。
62	新たに設定される運転開始期限が1年というは短すぎる。	2016年7月末までに接続契約が締結された事業は、既に運転開始期限が設定されている事業よりも早期に接続契約が締結されたものであるため、本来は既に運転開始期限が設定されているものより早く運転開始に至るべきものと考えています。しかしながら、現在は逆に規律が働かないまま未稼働となってしまっている案件が多いのが実態です。このため、運転開始期限を設定して早期の運転開始を担保する必要があると考えております。なお、事業規模等に応じた合理的な猶予期間の設定の観点から、パブリックコメントで頂いた御意見も踏まえ、原案では施行日に系統連系工事着工申込みの受領が間に合った場合は2020年3月末としていた運転開始期限日について、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については9ヶ月後ろ倒すこととします。
63	系統側の都合で運転開始が遅れる場合は、買取期間を短縮すべきではない。または、運転開始期限を一律で1年ではなく相応の猶予期間を設けるべきである。	2016年8月1日以降に接続契約が締結された事業に既に設定されている運転開始期限については、系統側の都合や災害などの不可抗力を考慮しない仕組みとしており、これとの整合性を確保する必要があると考えます。一方で、事業規模等に応じた合理的な猶予期間の設定の観点から、パブリックコメントで頂いた御意見も踏まえ、原案では施行日に系統連系工事着工申込みの受領が間に合った場合は2020年3月末としていた運転開始期限日について、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については9ヶ月後ろ倒すこととします。
64	特別高圧などの大規模案件は工期が2～3年程度要することから、運転開始期限を一律に1年と設定するのではなく、案件の規模に応じて相応の運転開始期限を設けるべきである。	特に大規模事業については、制度改正に伴う一定の猶予期間を確保することも重要であることから、系統連系工事着工申込みの受領が施行日までに間に合った場合の運転開始期限を、特別高圧(2MW以上)の案件については半年、条例に基づく環境アセスメント対象案件については9ヶ月後ろ倒すこととします。
65	運転開始期限について、40円案件は1年、36円案件は2年、32円案件は3年とするなど、認定取得時期の違いを考慮して設定すべきではないか。	現行制度においては認定日から3年が運転開始期限とされている中でいずれも既に認定から4年以上が経過していることや、既に運転開始期限が設定されている(接続契約の締結時期が遅かった)事業よりも本来は早く運転開始に至るべきものであること、既に運転開始期限が設定されている40円・36円・32円案件はいずれも原則として2020年3月末が運転開始期限となっていることを踏まえれば、今回新たに運転開始期限が設定される事業についても、その認定年度にかかわらず運転開始期限は原則として系統連系工事着工申込みの受領から1年とすることが適切であると考えています。他方で、特に大規模事業については、制度改正に伴う一定の猶予期間を確保することも重要であることから、系統連系工事着工申込みの受領が施行日までに間に合った場合の運転開始期限を、2MW以上の案件については半年、条例に基づく環境アセスメント対象案件については9ヶ月後ろ倒すこととします。
66	今回の措置の対象に対して、既に運転開始期限3年が設定されている案件の期限と同時期に運転開始期限が設定されると、工事が集中することから、材料手配や作業者確保が困難になるので見直すべきである。	2016年7月末までに接続契約が締結された事業は、既に運転開始期限が設定されている事業よりも早期に接続契約が締結されたものであるため、本来は既に運転開始期限が設定されているものより早く運転開始に至るべきものと考えています。しかしながら、現在は逆に規律が働かないまま未稼働となってしまっている案件が多いのが実態です。このため、運転開始期限を設定して早期の運転開始を担保する必要があると考えており、既に運転開始期限が設定されている事業と同時期の期限を設定するのが原則であるべきだと考えています。一方で、特に大規模事業については、制度改正に伴う一定の猶予期間を確保することも重要であることから、系統連系工事着工申込みの受領が施行日までに間に合った場合の運転開始期限を、2MW以上の案件については半年、条例に基づく環境アセスメント対象案件については9ヶ月後ろ倒すこととするため、御指摘は当たらないものと考えます。
67	災害の発生など不可抗力により工事が遅れたことで、運転開始期限までに間に合わないような場合については、調達期間を短縮すべきではない。	2016年8月1日以降に接続契約が締結された事業に既に設定されている運転開始期限については、系統側の都合や災害などの不可抗力を考慮しない仕組みとしており、これとの整合性を確保する必要があると考えます。一方で、事業規模等に応じた合理的な猶予期間の設定の観点から、パブリックコメントで頂いた御意見も踏まえ、原案では施行日に系統連系工事着工申込みの受領が間に合った場合は2020年3月末としていた運転開始期限日について、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については9ヶ月後ろ倒すこととします。
68	連系開始予定日が運転開始期限以降となる場合は、連系開始予定日を運転開始期限とすべき。もしくは、相応の猶予期間を設けるべきである。	現行制度においては認定日から3年が運転開始期限とされている中でいずれも既に認定から4年以上が経過していることや、既に運転開始期限が設定されている(接続契約の締結時期が遅かった)事業よりも本来は早く運転開始に至るべきものであること、既に運転開始期限が設定されている事業は原則として2020年3月末が運転開始期限となっていることを踏まえれば、今回新たに運転開始期限が設定される事業についても、その認定年度にかかわらず運転開始期限は原則として系統連系工事着工申込みの受領から1年とすることが適切であると考えています。一方で、事業規模等に応じた合理的な猶予期間の設定の観点から、パブリックコメントで頂いた御意見も踏まえ、原案では施行日に系統連系工事着工申込みの受領が間に合った場合は2020年3月末としていた運転開始期限日について、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については9ヶ月後ろ倒すこととします。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
69	発電設備の一部商業運転の開始をもって「運転開始期限日」の要件を充足したものとすべきではないか。	FIT法上、認定事業者は認定計画に従って事業を行うことが義務付けられています。発電設備の一部だけを運転開始させた状態では、認定計画に従って事業を行っているとはみなすことはできません。したがって、今回の措置に限らず、既に運転開始期限が設定されている事業も含め、発電設備の一部の運転開始では調達価格での再生可能エネルギー電気の供給はできず、調達期間の起算が開始したことにもなりません。
70	運転開始期限の設定に当たっては、試運転期間も考慮して、数カ月程度余裕を持たせたものとすべきである。	2016年8月1日以降に接続契約が締結された事業に既に設定されている運転開始期限については、試運転期間も含めた期間とされており、これとの整合性を確保する必要がありますと考えます。一方で、事業規模等に応じた合理的な猶予期間の設定の観点から、パブリックコメントで頂いた御意見も踏まえ、原案では施行日に系統連系工事着工申込みの受領が間に合った場合は2020年3月末としていた運転開始期限日について、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については9ヶ月後ろ倒すこととします。
71	積雪地域など工事可能期間に制限がある場合は、運転開始期限の要件を緩和してほしい。	2016年8月1日以降に接続契約が締結された事業に既に設定されている運転開始期限については、自然環境による工事実施期間の制約等を考慮しない仕組みとしており、これとの整合性を確保する必要があると考えます。一方で、事業規模等に応じた合理的な猶予期間の設定の観点から、パブリックコメントで頂いた御意見も踏まえ、原案では施行日に系統連系工事着工申込みの受領が間に合った場合は2020年3月末としていた運転開始期限日について、2MW以上の事業については半年、条例に基づく環境アセスメントの対象事業については9ヶ月後ろ倒すこととします。
72	運転開始期限を超えた場合の扱いは、価格変更ではなく従前と同様に調達期間の短縮とすべきである。	運転開始期限を超過した場合の取扱いについては、従前と同様、超過した分だけ月単位で調達期間を短縮するべきとの意見が、調達価格等算定委員会において取りまとめられました。これを尊重して、経済産業大臣が決定することになります。
1-4. 連系開始予定日に対する意見		
73	連系開始予定日までにやらなければならないことを明確化してほしい。	連系開始予定日は、再生可能エネルギー発電事業計画に従った発電設備が送配電事業者の維持・運用する系統に接続し通電する最短の日として設定されるものです。なお、パブリックコメントを踏まえ、送配電事業者が指定する当該予定日までに連系開始できなかった場合でも、それをもって適用される調達価格が変更されることはない仕組みとします。
74	期限までに着工申込みが間に合って真面目に事業を進めていても、連系開始予定日までに工事が間に合わなければ買取価格が引き下げられてしまうというのはリスクが大きすぎる。	御指摘を踏まえ、系統連系工事着工申込みが受領された後は、送配電事業者が指定する予定日に連系開始が間に合わなかったとしても、適用される調達価格は変更されないこととします。
75	災害の発生など不可抗力により工事が遅れたことで、連系開始予定日までに間に合わないような場合については、価格の引き下げを行うべきではない。	御指摘を踏まえ、系統連系工事着工申込みが受領された後は、送配電事業者が指定する予定日に連系開始が間に合わなかったとしても、適用される調達価格は変更されないこととします。
76	「連系開始予定日の変更」があったとしても価格変更を行うべきではない。	御指摘を踏まえ、系統連系工事着工申込みが受領された後は、送配電事業者が指定する予定日に連系開始が間に合わなかったとしても、適用される調達価格は変更されないこととします。
77	連系開始予定日は、事前に電力会社から事業者の内示されていた系統連系工事期間から前倒しなどを行わないことを確約してほしい。	系統連系工事着工申込みが送配電事業者によって受領されれば、最短の連系開始予定日が決定され通知されることとなりますが、当該予定日に連系開始が間に合わなかったとしても、適用される調達価格は変更されないこととします。
78	電力会社の都合で工事費負担金の総額すら決まっていない事案は例外とすべきである。	政府として、系統制約の克服に向けた取組を着実に進めていくこととしていますが、一般論としては、系統制約は発電事業を行う上で事業者が取るべきリスクであると考えています。それでも、今回の措置においては、系統側の事由で運転開始が遅れる場合に、適用される調達価格が変更されることはない仕組みとしています。
79	元々の運転開始予定日が明確でない中、系統連系工事着工申込みの受領を、運転開始予定日の変更の認定とみなすことが可能なのか。	未稼働案件について、FIT制度の下で適正な管理を行っていく観点からは、特に今回の措置の対象事業に係る運転開始予定日は、再生可能エネルギー発電事業計画の記載事項の中でも変更認定の対象たる重要な要素と位置付ける必要があると考えています。なお、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)による改正前のFIT法に基づく再生可能エネルギー発電設備認定申請書においても、運転開始予定日は記載事項として明確に求められています。他方で、系統連系工事着工申込みが受領され送配電事業者によって連系開始予定日が決定・通知されれば、運転開始予定日が蓋然性の高い一定の範囲において定まるものと考えられ、また、経済産業省としても送配電事業者を通じてその情報を把握することとなります。こうした中で、改めて認定事業者に経済産業大臣に対する変更認定申請を求めることは、当該認定事業者の事務負担を増加させ効率性を損なうおそれがあることから、系統連系工事着工申込みの受領を運転開始予定日の変更の認定とみなすことが適当であり、もって合理的な制度運用を図ることとしています。
1-5. 系統連系工事着工申込みの手続きに対する御意見		
80	系統連系工事着工申込みという新しい手続きがなぜ必要となるのか。法的根拠があると言えるのか。	FIT法においては、調達価格は毎年度、当該年度の開始前に経済産業大臣が定めることとされており、どの事業にどの年度の調達価格が適用されるかについては、経済産業大臣の裁量に委ねられています。こうした法令の委任の下で、既に運転開始準備段階に入っているか否かを判断する観点から、一定の期限までに系統連系工事着工申込みが送配電事業者によって受領された事業／当該期限以降に受領された事業を区分し、それぞれにどの年度の調達価格が適用されるかを規定することとしています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
81	パブコメの案では、着工申込みに必要な要件や手続きが不透明であり、事業継続の判断に支障がある。早急な明確化を求める。	<p>系統連系工事着工申込みを行う際の要件は、以下のとおりとします。</p> <p>① 着工申込みの提出時点で、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原が現に取得できていること</p> <p>② 着工申込みの提出時点で、以下の許認可の取得等が現にできていること(いずれも必要な場合に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> －農振除外及び農地転用の許可の取得(又は届出の受理) －条例に基づく環境影響評価の評価書の公告・縦覧の終了 －林地開発の許可の取得 <p>③ 着工申込みの提出後、運転開始までの間に、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請を行わないこと</p> <p>詳細な手続きについては、近日中に別途御案内します。</p>
82	2020年3月31日までに運転開始する案件や、送配電側の工事が着工している案件については、系統連系着工申込み自体が不要ではないか。	今回措置するルール適用対象/適用除外を判断し管理するためにも必要であることから、系統連系工事着工申込みの送配電事業者に対する提出期限日時時点でFIT法に基づき再生可能エネルギー電気の供給を開始していない事業については、系統連系工事着工申込みの提出を求めることとします。
83	取得時期の制限がない自治体からの許認可の取得を、系統連系工事着工申込みの要件にすべきではないか。	長期安定的な事業運営を求める再生可能エネルギー政策の下では、地域との共生を図り、社会に安定的に定着した電源となることが重要であることから、今回の措置の適用基準となる系統連系工事着工申込みの要件として、その提出時点で農地転用の許可、条例に基づく環境アセスメント、林地開発の許可等の手続きを終えていることを求める必要があると考えています。
84	電力会社が系統連系工事に要する用地交渉の開始していたり資材が発注済であったりする場合は、系統連系工事着工申込みが既に行われているという扱いにすべきではないか。	今回措置するルール適用対象/適用除外を判断し管理するためにも必要であることから、系統連系工事着工申込みの送配電事業者に対する提出期限日時時点でFIT法に基づき再生可能エネルギー電気の供給を開始していない事業については、系統連系工事着工申込みの提出を求めることとします。
85	着工申込み時点で土地の使用権限が得られているという条件は緩和すべきである。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)においては、「再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができる」と認められることが認定基準とされており、「運転開始準備段階」たる系統連系工事着工申込みの提出時点で土地の使用の権原を有していることは当然に満たされるべき条件であり、これを緩和することは適切ではないと考えています。
86	林地開発許可等の許認可の取得を系統連系工事着工申込みの要件とするのは、不当である。	系統連系工事着工申込みは、運転開始準備段階に入っていることを担保する手続きであるため、その提出時点で、開発工事に係る認定事業者側の準備が整っていることを公的手続きによって客観的に確認することが必要です。林地開発の許可については、開発工事の前提となる重要な許認可であり、その取得を要件とする必要性は高いと考えます。
87	農地転用等の許認可の取得を系統連系工事着工申込みの要件にするのは現実的ではない。	系統連系工事着工申込みは、運転開始準備段階に入っていることを担保する手続きであるため、その提出時点で、開発工事に係る認定事業者側の準備が整っていることを公的手続きによって客観的に確認することが必要です。農地転用に係る許認可については、開発工事の前提となる重要な許認可であり、その取得を要件とする必要性は高いと考えます。
88	条例による環境アセスメントが終わっていることが連系工事着工申込みの要件とされているが、アセスの実施に当たっては、長期間の調査が必要となることに加え、事後的に条例が定められる場合もあるため、特例を設けてほしい。	御指摘を踏まえ、条例に基づく環境アセスメントの対象となる事業については施行日を1年後ろ倒し、2020年4月1日とすることとします。
89	環境省で検討中の太陽光発電への環境アセスメントの義務付けが事後的に必要な場合は、今回の措置の対象外とすべきである。	太陽光発電事業を環境影響評価法に基づく環境影響評価の対象にするかについては、現在環境省において検討中と承知しております。
90	系統連系工事着工申込みの要件となっている許認可については、その後の工事等の進捗に伴い、変更が必要になる場合があるため、許認可の変更は系統連系工事着工申込み要件の対象外とすべきである。	林地開発の許可については、系統連系工事着工申込みの時点で基礎となる許可が取得できていれば、その後当該許可に変更が生じたとしても、それに伴って再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請が生じない限り、再度の着工申込みは求めないこととします。
91	系統連系工事着工申込みに当たって必要となる許認可の要件は、パブコメで例示されているもの以外には追加すべきではない。	<p>系統連系工事着工申込みを行うために満たすべき要件は、以下のとおりとします。</p> <p>① 着工申込みの提出時点で、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原が現に取得できていること</p> <p>② 着工申込みの提出時点で、以下の許認可の取得等が現にできていること(いずれも必要な場合に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> －農振除外及び農地転用の許可の取得(又は届出の受理) －条例に基づく環境影響評価の評価書の公告・縦覧の終了 －林地開発の許可の取得 <p>③ 着工申込みの提出後、運転開始までの間に、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請を行わないこと</p>
92	系統連系工事着工申込みの時点で、FITの事業計画の変更申請中の場合は、着工申込みを受領してほしい。	変更認定を申請中の案件であっても、系統連系工事着工申込みを受領することは可能です。ただし、系統連系工事着工申込みの提出後、運転開始までの間に変更認定申請をした場合は、調達価格が変更されます。
93	パブコメの案では、系統連系工事着工申込みを行った後は、FITの事業計画の変更を認めないとしているが、事業者の責によらないものや、調達価格に影響を与えないなどの場合は、着工申込み後であったとしても、FITの事業計画の変更を可能としてほしい。	御意見を踏まえ、系統連系工事着工申込みの提出後であっても、認定計画の事前変更届出又は事後変更届出であれば、行っても調達価格は変更されないこととします。ただし、系統連系工事着工申込みの提出後、運転開始までの間に変更認定申請をした場合は、調達価格が変更されます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1-6. その他の御意見		
94	今回の措置の対象となる案件については、既に運転開始期限が付いている案件と同様に、太陽光パネルの変更を認めてくれなければ、不平等である。	御指摘を踏まえ、今回の改正によって新たに運転開始期限の対象となる案件については、調達価格の変更を伴うことなく太陽光パネルを変更することを可能とします。ただし、今回の措置の適用除外となり得る案件について、太陽光パネルの変更を行った場合は、適用除外に該当しなくなります。
95	系統接続の工事費負担金を既に電力会社に払ってしまった。今回の措置に伴い、事業の遂行を断念する場合は工事費負担金を返金すべきである。	発電事業者が工事費負担金の支払い後に事業の遂行を断念した場合には、一般送配電事業者との契約により原状回復費用等を差し引いた額の返金を受け取ることができる場合があります。
96	未稼働対策を推進して、系統の空き容量を確保すべきであり、そのために必要な措置についても併せて行うべきである。	今回の措置により相当数の未稼働案件が解消することが期待され、発電事業者等が接続契約等を解消すれば、系統容量の開放につながるものと考えています。その際、事業化の目途が立たない未稼働案件について撤退の判断をしやすくするため、一般送配電事業者との契約に基づいて支払済みの工事費負担金も返金を受け取ることができる場合があることも周知していきます。
97	2014年度認定を取得した次年度以降に、接続契約の申込み・接続契約を締結した結果、29円、27円、24円の調達価格が適用される事業については対象外とすべきである。	早期に接続契約が締結され認定から4年以上が経過したにもかかわらず運転開始準備段階に至っていない事業に対して、当時の費用と利潤を前提に算定された調達価格を適用することは、FIT法の趣旨及び政府の基本方針に照らして適切でないと考えます。そのため、今回の措置は、「改正概要」に記載しているとおり、運転を開始していない10kW以上の太陽光発電設備のうち、2015年3月31日以前に旧認定を受け、2016年7月31日以前に接続契約が締結された事業を対象としており、調達価格等で区別しているわけではありません。このため、御指摘の事業については、今回の改正の対象となります。
98	今回の措置は、投資協定・FTA・EPA・エネルギー憲章条約における「投資家の正当な期待」を害するものであり、「公正衡平待遇」に反するのではないかと。エネルギー憲章条約10条1項の安定した投資環境を整える義務に反するのではないかと。	FIT法においては、調達価格は、価格の算定時点において事業が「効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定めるものとされています。また、調達価格及び調達期間は毎年度、当該年度の開始前に経済産業大臣が定めることとされており、どの事業にどの年度の調達価格が適用されるかについては、経済産業大臣の裁量に委ねられています。このため、今回の措置は、現行法の下で講じ得る範囲のものとして制度上予定されていたものと整理しています。また、FIT制度の創設以降、事業用太陽光発電の未稼働案件については早い段階から論点化され、これまでも類似の対策を講じて来たところであります。こうしたFIT法の規定及び我が国における事業用太陽光発電の未稼働案件対策の経緯を踏まえれば、太陽光パネル等のコストダウンが進む中で、未稼働のまま事業化にどれだけ時間がかかったとしても認定時の調達価格がそのまま適用されるとすることは制度趣旨上明らかに合理性を欠くものです。今回の制度変更は、投資家の正当な期待の範囲内の措置であると考えます。また、今回の措置は、公平な一定の期限を設定した上で、その期限までに必要な許認可等を取得し系統連系工事の着工申込みを行うことを求めることをもって、運転開始準備段階に入っているか否かを判断し適用される調達価格を峻別するものであり、国内事業者と海外事業者を区別したり、特定の事業について差別的・不誠実な取扱いをするものではありません。加えて、パブリックコメントも踏まえつつ、投資家保護の観点も含めて合理的な猶予期間も設定しています。このため、投資協定等との関係においても説明可能な措置であると考えています。